

わたしたちの健康を守る

国保事業を知ろう

今月は、国保事業のしくみや保険証の更新、それから保険税の不均一課税状況などについてお知らせします。

つた場合は高額医療費が支給されるなど、私たちが安心して健康な生活を送るためには、なくてはならない制度です。そして、この国保制度を支えている貴重な財源が、国保加入者の皆さんが納める保険税です。

つくも大学運動会

みんなで支える国保制度

私たちは、いつ病気やケガで医療サービスを受けるかわかりません。

その理由から、職場の健康保険（社会保険・船員保険など）に加入している人以外は、すべて国民健康保険に加入しなければなりません。（これを国民皆保険制度といいます）

ご存知とは思いますが、この制度によって、病気やケガをしたときに支払う医療費や薬代が3割の負担ですむことになっています。

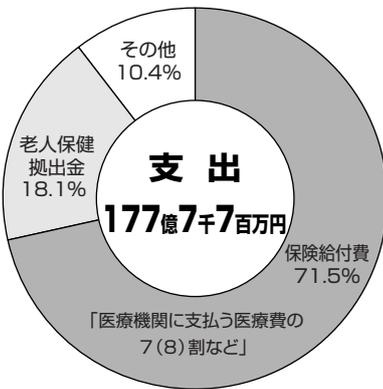
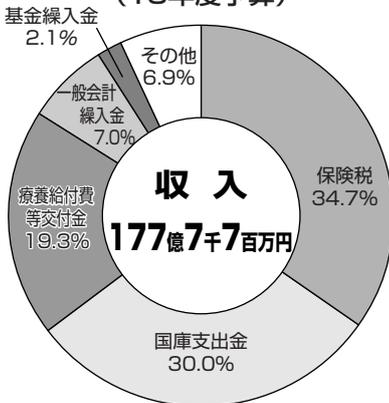
また、加入者が出産された場合は、出産育児一時金、亡くなられた場合は葬祭費、医療費の自己負担が高額にな

保険の加入や喪失の届出は大切です

私たちは切れ目なく必ず何かの保険（国民健康保険・社会保険など）に加入

石巻市の国保の収入と支出

(18年度予算)



医療費の節約

国保会計における支出の大半は、医療機関に支払う医療費です。

そこで、医療費を増やさなければ、当然、税負担は抑えられることになり

入していなければなりません。

退職などにより社会保険などを喪失した場合、または社会保険などに加入した場合には、2週間以内に国民健康保険の加入・喪失の手続きを自分で行うことが必要となります。

仮に、手続きをしなかったとしても、加入する場合、国保の資格は前の保険が切れたときまで遡及（さくわく）しますので、届出は速やかに行いましょう。（例えば、2年前に社会保険を喪失して、その後、すぐに国保加入の手続きをとらなかつた方が、今加入の手続きをしても、2年前に社会保険が切れたときからの加入扱いとなり、保険税も2年間分課税されることとなります）

ます。

医療費を節約するため、次のことに心がけましょう。

- お医者さんのかけもち（重複受診）はしないようにしましょう。
- かかりつけの医者をもちましょう。
- むやみに薬をたくさん欲しがるのはやめましょう。
- 健康診断を受け、早期発見・早期治療に心がけましょう。

医療費抑制などに取り組んでいます

医療費の抑制と健康増進のために、次のような保健事業を行っています。

■人間ドックおよび脳ドック

国保に加入する45歳・50歳・55歳および60歳の方を対象に、疾病の早期発見、早期治療を目的として1日人間ドックを実施し、45歳および50歳の方を対象に脳ドックを実施しています。

■健康優良家庭表彰

毎年、3年以上連続して国保による療養費の給付を受けなかった世帯で、保険税を完納している世帯へ記念品を贈呈しています。

■医療費通知

医療の給付状況を年6回、各世帯にお知らせすることによって、健康に対する認識を深めていただきます。

長期滞納者への措置

保険税を長期間滞納している場合、特別の事情がある場合を除き、次のとおりの措置となります。

■6カ月以上納めない場合

有効期限の短い保険証（短期被保険者証）が交付されません。

■1年以上納めない場合

保険証を返していただき、いったん全額自己負担となる資格証明書が交付されます。（納税相談などにより分納誓約をし、履行した方は除かれます）
なお、7割分の受給は、後日市に申請していただきます。

所得の急激な減少には 保険税の減免制度を

事業の倒産または世帯主の疾病などで、今年の所得が前年より急激に減少した場合、国民健康保険税の減免を申請することができます。

申請には、平成18年1月から12月までの見積所得金額を確認する必要がありますので、申請時までに得た所得と申請後の見積所得がわかる資料および印かんを持参して本庁舎9番保険税窓口、または各総合支所市民生活課国保税担当窓口で申請してください。

なお、申請期限は、納期限の10日前までです。

保険証の更新時期です

毎年、10月1日を基準日に、保険証が更新されます。

更新（配布）の時期、方法などは次のとおりとなります。

■更新（配布）時期

9月19日から9月末まで

■配布方法

郵便局の配達記録郵便で配布します。

※納税相談が必要な方は、相談後、窓口交付となります。

■保険証の色

今回の保険証は、一般分が「黄色」、退職分が「白」となります。

■旧保険証の回収

お手元に新しい保険証が届きましたら、現在使用している保険証を市役所にお返しください。（お近くの各総合支所または各支所でも結構です）

④の保険証について

学生の方で、4月以降在学証明書（または調査票）を提出された方には、引き続き④の保険証を交付します。

⑤の保険証について

仕事の都合などにより、家族と離れて生活して、⑤の保険証を使用の方は、改めて申請の手続きが必要となります。

問 国保年金課（内線471・474）

・各総合支所市民生活課

平成18年度国民健康保険税の税率等について

（注）税率等については、当分の間、合併前の旧1市6町ごとに不均一課税を行い、平成23年度から統一になります。なお、介護分については、介護給付金に充てる額が不足していましたので、平成18年度から統一となりました。

○課税限度額（医療分53万円）

旧市町名	石巻市	河北町	雄勝町	河南町	桃生町	北上町	牡鹿町
所得割率	10.30%	8.40%	8.80%	8.80%	9.40%	6.70%	8.00%
資産割率	36.00%	29.00%	36.00%	36.00%	35.00%	30.00%	40.00%
均等割額	30,600円	25,800円	25,800円	30,000円	30,000円	22,200円	26,400円
平等割額	33,000円	28,800円	29,400円	31,800円	32,400円	25,800円	31,200円

○課税限度額（介護分9万円）

所得割率	1.40%
資産割率	6.40%
均等割額	6,600円
平等割額	4,200円

○税率等の統一について

合併協議において国保税の税率は、市町間に著しい差があり、全区域にわたって均一の課税をすると衡平を欠くこととなることから、合併特例法を適用し、平成22年度までは不均一課税とし、平成23年度に統一することとしています。

なお、介護分は、介護給付金に充てる額が不足しているため、平成18年度から統一税率（旧石巻市の税率）とします。

高額療養費の自己負担限度額などが変わります

医療制度改正により、10月診療分から高額療養費の自己負担限度額および70歳以上で現役並みの所得がある人の自己負担割合が変わります。

○高額療養費の自己負担限度額（70歳未満の場合）

所得区分	9月30日までの自己負担限度額（月額）	10月1日からの自己負担限度額（月額）
上位所得者	139,800円+（かかった医療費-466,000円）×0.01（77,700円）	150,000円+（かかった医療費-500,000円）×0.01（83,400円）
一般	72,300円+（かかった医療費-241,000円）×0.01（40,200円）	80,100円+（かかった医療費-267,000円）×0.01（44,400円）
市民税非課税	35,400円（24,600円）	35,400円（24,600円）

※（ ）は、過去12カ月に4回以上該当した場合の4回目以降の金額です。

※70歳以上の自己負担限度額についても合わせて変更されます。

○70歳以上で現役並みの所得がある人の自己負担割合

9月30日まで **2割**

10月1日から **3割**

※ 現役並みの所得がある人とは、市民税の課税所得が145万円以上の人および課税所得が145万円以上の人と同一世帯の人が該当します。

ただし、70歳以上の世帯員の収入額の合計が、70歳以上が1人の場合は383万円、2人以上の場合は520万円に満たない場合は、申請により1割の負担となります。また、公的年金等控除の見直し・高齢者控除の廃止に伴い経過措置が設けられています。